



熊本県公報

号外第14号

平成24年3月30日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則	(環境保全課)	1
○熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(自然保護課)	1
○熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則	(男女参画・協働推進課)	2
○熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課)	24
○熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾課)	32
○熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則	(住宅課)	34
○熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則	(人事課)	35
訓 令		
○熊本県交通事故損害賠償審査会規程を廃止する訓令	(〃)	35
○熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	(〃)	35
○熊本県公印規程の一部を改正する訓令	(〃)	36
○庶務事務の効率化を図るための兼職命令に関する規程の一部を改正する訓令	(〃)	37
○熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令	(〃)	37

規 則

熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県規則第18号

熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県地下水保全条例施行規則(平成2年熊本県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条第1項中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(事故の状況の公表)

第13条の2 条例第21条の3の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 事故の発生を確認した日時

(2) 事故の発生場所

(3) 事故の態様

(4) 事故による被害の状況

(5) その他知事が必要と認める事項

第18条中「第35条第1項」を「第21条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県規則第19号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号ニ中「放送法(昭和25年法律第132号)第2条」を「放送法(昭和25年法律第132号)第2条第1号」に改め、「、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)第2条に規定する有線ラジオ放送の業務、

有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第2項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務」を削り、同号ネ中「重要有形民族文化財」を「重要有形民俗文化財」に改め、「史跡名勝天然記念物」の次に「、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観」を加え、同号ノ中「県重要民族文化財」を「県重要民俗文化財」に改める。

第23条第8号ク中「第3条」を「第3条第1項」に、「免許」を「許可」に改め、同条第10号ク中「史跡名勝天然記念物」の次に「、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観」を加え、同号ケ中「県重要民族文化財」を「県重要民俗文化財」に改める。

第35条第1項第1号中オをカとし、同号エ（カ）中「都市下水道」を「都市下水路」に改め、同号中エをオとし、同号ウ（キ）中「仮指定」の次に「若しくは同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定」を加え、同号ウ（ク）中「県重要民族文化財」を「県重要民俗文化財の指定」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 野生動植物の多様性の保全に支障を及ぼすおそれのある伝染性疾病のまん延を防止するため、当該伝染性疾病にかかっていることが確認された個体の捕獲等をする場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

第35条第1項第2号オ（ウ）中「仮指定」の次に「若しくは同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定」を加え、同号オ（エ）中「県重要民族文化財」を「県重要民俗文化財の指定」に改め、同条第2項第2号エ中「仮指定」の次に「若しくは同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定」を加え、同号オ中「県重要民族文化財」を「県重要民俗文化財の指定」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第2条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第3条の許可を受けている者が行う同法第2条第2項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設の管理のために必要な行為に係るこの規則による改正後の熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則第8条第1項第4号ニの規定の適用については、なお従前の例による。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第20号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（縦覧期間中の補正）

第3条の2 法第10条第3項の規定による補正は、補正書（別記第1号の2様式）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の補正書には、補正後の申請書又は書類を添付するものとする。

3 第2条第4項の規定は、前項の補正書に添付する書類について準用する。

第4条第1項中「届出書」を「規定による届出」に、「とする」を「を知事に提出して行うものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1通を、財産目録には副本1通をそれぞれ添えるものとする。

第5条に次の1項を加える。

3 第1項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えるものとする。

第6条第2項中「収支予算書」を「活動予算書」に、「の書類」を「に掲げる書類」に改める。

第7条の見出し中「軽微な事項に係る」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本1通を添えるものとする。

第7条の次に次の1条を加える。

（定款の変更登記の完了に係る証明書の提出）

第7条の2 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更登記完了提出書（別記第5号の2様式）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の提出書に添付する登記事項証明書には、その写し1通を添えるものとする。

第8条第1項中「第29条第1項」を「第29条」に改め、「同項に掲げる書類を添付した」を削り、「別記第5号の2様式」を「別記第5号の3様式」に、「するものとし、次項の表3の項提出すべき書類欄に掲げる書類を併せて添付する」を「行う」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の提出書に添付する事業報告書等には、副本1通を添えるものとする。

第15条中「届出書」を「規定による届出」に、「とする」を「を知事に提出して行うものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1通を、財産目録には副本1通をそれぞれ添えるものとする。
- 第16条中「第41条第3項」の次に「(法第64条第7項において準用する場合を含む。)」を加える。
- 第16条の次に次の9条を加える。
- (認定の申請)
- 第17条 条例第7条の申請書は、認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書(別記第14号様式)とする。
- 2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第44条第2項第2号及び第3号の書類には、副本1通をそれぞれ添えるものとする。
- (認定の有効期間の更新申請)
- 第18条 条例第7条の2の申請書は、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書(別記第15号様式)とする。
- 2 前項の申請書に添付する書類については、前条第2項の規定を準用する。
- (認定特定非営利活動法人等の定款の変更等)
- 第19条 第5条、第7条、第7条の2及び第8条の規定は、法第52条第1項(法第62条の規定により準用する場合を含む。)の規定により認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)について法第23条、法第25条第6項及び第7項並びに法第29条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等で知事以外の者が所轄庁となる者がこれらの規定により届出又は提出をする時に準用する。
- 2 前項の規定により届出又は提出をする場合においては、第5条第3項、第7条第2項、第7条の2第2項又は第8条第2項の規定にかかわらず、これらの書類の写し又は副本の添付を要しない。
- 3 条例第7条の3の規定による書類の提出は、認定特定非営利活動法人等の定款変更の認証を受けた場合の提出書(別記第16号様式)を知事に提出して行うものとする。
- (認定特定非営利活動法人等の代表者の氏名の変更の届出)
- 第20条 法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、認定特定非営利活動法人等の代表者変更届出書(別記第17号様式)を知事に提出して行うものとする。
- (認定申請の添付書類の備置き等)
- 第21条 認定特定非営利活動法人等は、条例第7条の4の規定により、法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を同条第1項の認定を受けた日から起算して5年間(仮認定特定非営利活動法人にあっては、3年間)、その事務所に備え置かなければならない。
- 2 認定特定非営利活動法人等は、条例第7条の4の規定により、毎事業年度初めの3月以内に法第54条第2項各号に掲げる書類を作成し、同項第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間(仮認定特定非営利活動法人にあっては、3年間)、同項第2号から第4号までに掲げる書類については翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。
- 3 認定特定非営利活動法人等は、助成金の支給を行ったときは、条例第7条の4の規定により、遅滞なく、法第54条第3項に規定するその助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日(仮認定特定非営利活動法人にあっては、法第60条の有効期間満了の日)までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人等は、海外への送金又は金銭の持出しを行うときは、条例第7条の4の規定により、事前に、法第54条第4項に規定するその金額及び使途並びにその予定日を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日(仮認定特定非営利活動法人にあっては、法第60条の有効期間満了の日)までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。
- (役員報酬規程等の提出)
- 第22条 条例第7条の5の規定による書類の提出は、認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等提出書(別記第18号様式)を知事に提出して行うものとする。
- 2 前項の提出書に添付する書類には、副本1通をそれぞれ添えるものとする。
- 3 県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等で知事以外の者が所轄庁となるものが第1項の規定により提出をする場合には、前項の規定にかかわらず、副本の添付を要しない。
- (助成金支給書類等の提出)
- 第23条 条例第7条の6の規定による書類の提出は、助成金の支給の場合は認定特定非営利活動法人等が助成金の支給を行った場合の実績の提出書(別記第19号様式)により、海外への送金又は金銭の持ち出しの場合は認定特定非営利活動法人等が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書(別記第20号様式)を知事に提出して行うものとする。
- 2 前項の提出書には、副本1通を添えるものとする。
- 3 県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等で知事以外の者が所轄庁となるものが第1項の規定により提出をする場合には、前項の規定にかかわらず、副本の添付を要しない。

(仮認定の申請)

第 24 条 条例第 7 条の 8 の申請書は、仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書（別記第 21 号様式）とする。

2 前項の申請書に添付する書類については、第 17 条第 2 項の規定を準用する。

(合併の認定申請)

第 25 条 条例第 7 条の 9 の申請書は、特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項又は同条第 2 項の合併の認定を受けるための申請書（別記第 22 号様式）とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所又は居所

氏名

印

〔法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

電話番号

設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

1 特定非営利活動法人の名称(フリガナ)

2 代表者の氏名(フリガナ)

3 主たる事務所の所在地

4 その他の事務所の所在地

5 定款に記載された目的

(備考)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載してください。

別記第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 1 号の 2 様式（第 3 条の 2 関係）

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所又は居所
氏名 印
〔法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕
電話番号

補正書

年 月 日に申請した〔補正する書類の種類〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第 10 条第 3 項(同法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

2 補正の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
- 2 〔補正する書類の種類〕には、申請書の場合はその申請書の名称を、申請書に添付された書類の場合は当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言を記載してください。
- 3 「1 補正の内容」には、変更する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載してください。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第4条関係)

年 月 日

熊本県知事 様

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

別記第3号様式(第5条関係)

年 月 日

熊本県知事 様

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
電話番号

役員変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

記

変更年月日 変更事項	役 名	氏名（フリガナ）	住 所 又 は 居 所

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記してください。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足ります。
- 3 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載してください。
- 4 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記してください。
- 5 「住所又は居所」の欄には、熊本県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によつて証された住所又は居所を記載してください。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第7条関係)

年 月 日

熊本県知事 様

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
電話番号

定 款 変 更 届 出 書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 「1 変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載してください。

別記第 5 号の 2 様式を次のように改める。

別記第 5 号の 2 様式（第 7 条の 2 関係）

年 月 日

熊本県知事

様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

定款変更登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 25 条第 7 項（同法第 52 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

別記第 5 号の 2 様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 5 号の 3 様式(第 8 条第 1 項関係)

年 月 日

熊本県知事 様

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
電話番号

事業報告書等提出書

特定非営利活動促進法第 29 条(同法第 52 条第 1 項(同法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により 年度(年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等について下記のとおり提出します。

記

- 1 年度の事業報告書 正副 2 部
- 2 年度の活動計算書 正副 2 部
- 3 年度の貸借対照表 正副 2 部
- 4 年度の財産目録 正副 2 部
- 5 年度の年間役員名簿 正副 2 部
- 6 年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面 正副 2 部

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
- 2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載するか、その他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載してください。
- 3 5 の書類は、当該事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての当該事業年度における報酬の有無を記載した名簿

別記第11号様式から別記第13号様式までを次のように改める。

別記第11号様式(第14条関係)

年 月 日

熊本県知事 様

合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称

代表者氏名 印

主たる事務所の所在地

電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称

代表者氏名 印

主たる事務所の所在地

電話番号

合 併 認 証 申 請 書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 ① 特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
- 2 代表者の氏名（フリガナ）
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 ① の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入してください。
- 3 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載してください。

別記第12号様式(第15条関係)

年 月 日

熊本県知事 様

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
電話番号

合 併 登 記 完 了 届 出 書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

別記第13号様式(第16条関係)

(表)

第 号	写 真
所属	
職名	
氏名	
特定非営利活動促進法第41条第3項の規定による職員の証	
年 月 日発行	
熊本県知事	印
(有効期限 年 月 日)	

(裏)

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第1項並びに第64条第1項及び第2項の規定により、特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人等の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。

特定非営利活動促進法抜粋

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格B8とします。

別記第13号様式の次に次の9様式を加える。

別記第14号様式（第17条関係）

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所の 所 在 地	〒 電 話 () — FAX () —	
	(フリガナ)		
	法 人 名		
	(フリガナ)		
	代表者 の 氏 名	印	
	設 立 年 月 日	年 月 日	本申請において適用するバブ リックサポートテスト基準
	事 業 年 度	月 日～ 月 日	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間) (過去に認定した所轄庁)	有・無 〔自 年 月 日 至 年 月 日〕 ()	
	過去の仮認定の有無 (仮認定を受けた日) (過去に仮認定した所轄庁)	有・無 (年 月 日) ()	
認定取消の有無 (取 消 日) (取り消した所轄庁)	有・無 (年 月 日) ()		
仮認定取消の有無 (取 消 日) (取り消した所轄庁)	有・無 (年 月 日) ()		

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

その他の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

別記第 15 号様式（第 18 条関係）

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所の所在在地	〒 電 話 () — FAX () —	
	(フリガナ)		
	法 人 名		
	(フリガナ)		
	代 表 者 の 氏 名	印	
認定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準	
認定の有効期間の満了日の 6 月前の日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
認定の有効期間の満了日の 3 月前の日	年 月 日		
事 業 年 度	月 日～ 月 日		

特定非営利活動促進法第 51 条第 2 項の認定の有効期間の更新を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

（複数行用）

その他の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

別記第 16 号様式（第 19 条関係）

認定特定非営利活動法人等の定款変更の認証を受けた場合の提出書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電話（　）—
	その他の事務所の所在地	〒 電話（　）—
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
認定（仮認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第 52 条第 2 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、提出します。

定款変更の認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		・社員総会の議事録の謄本 ・変更後の定款	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

別記第 17 号様式（第 20 条関係）

認定特定非営利活動法人等の代表者変更届出書

年　　月　　日 熊本県知事　様	主たる事務所の所在地	〒 電話（　　）――
	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
	認定（仮認定）の有効期間	自　　年　月　日 至　　年　月　日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第 53 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、提出します。

変更年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

別記第 18 号様式（第 22 条関係）

認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等提出書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所の 所 在 地	〒 電 話 () — FAX () —
	(フリガナ) 法 人 名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
	認定（仮認定）の有効期間	事 業 年 度
自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下の書類を提出します。

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
(特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類)
 - (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引
 - イ 役員等との取引
 - (4) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - (5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - (7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日
- 3 特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 3 号（口に係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

別記第 19 号様式（第 23 条第 1 項関係）

認定特定非営利活動法人等が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所 の 所 在 地	〒 電話 () -
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	(フリガナ)	
代表者 の 氏名		
認定(仮認定) 年月日	年 月 日	
認定(仮認定) の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項（第 62 条において準用する場合を含む。）に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。

支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

別記第 20 号様式（第 23 条第 1 項関係）

認定特定非営利活動法人等が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電話（　　）――
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	認定（仮認定）年月日	年 月 日
認定（仮認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

海外へ 200 万円超の 送金
金銭の持出し を 行うことになった
行った ので、特定非営利活動促進法

第 55 条第 2 項（第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下のとおり提出します。

金額	使途	予定期 (実施日)
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日

(事前に提出できなかった場合の理由)

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

別記第 21 号様式(第 24 条関係)

仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所の 所 在 地	〒 電 話 () — FAX () —
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	(フリガナ)	
	代表者 の 氏名	印
	設 立 年 月 日	年 月 日
	事 業 年 度	月 日～ 月 日
	過去の認定の有無 (過去に認定した所轄庁)	有 ・ 無 ()
過去の仮認定の有無 (過去に仮認定した所轄庁)	有 ・ 無 ()	
特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項の仮認定を受けたいので申請します。		
(現に行っている事業の概要)		
その他の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名
〒 電 話 () — FAX () —		役 職
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

別記第 22 号様式（第 25 条関係）

特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項又は同条第 2 項の合併の認定を受けるための申請書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電 話 () — FAX () —	
	(フリガナ)		
	法 人 名		
	(フリガナ)		
代表者の氏名			印
認定(仮認定)年月日	年 月 日	法第 63 条第 1 項申請において適用するパブリックサポートテスト基準	
□認定 の有効期間 □仮認定	自 年 月 日 至 年 月 日		
事 業 年 度	月 日～ 月 日		
特定非営利活動促進法第 63 条 第 1 項 第 2 項 の合併の認定を受けたいので申請します。			
法 人 名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電 話 () — FAX () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — FAX () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — FAX () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第21号

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第3号中「法定代理人」の次に「（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員）」を加え、同項第4号中「場合」の次に「又は登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人である場合」を加え、同項第5号中「法定代理人」の次に「（法定代理人が法人である場合を除く。）」を加え、同条第3項第1号中「法定代理人」の次に「（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員）」を加える。

第22条第1項第4号中「住民票の写し」の次に「（法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書）」を加える。

別記第14号様式から別記第第17号様式までを次のように改める。

別記第14号様式(第17条関係)

屋外広告物管理者等設置・変更届

年 月 日

熊本県知事

様

郵便番号(- - -)

届出者 住 所

氏 名 印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

電話番号(- - - -)

屋外広告物(屋外広告物を掲出する物件)の
ので、次のとおり届け出ます。

- 管理者を設置した
 表示者・設置者・管理者を変更した
 表示者・設置者・管理者の氏名
 若しくは名称又は住所を変更した

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
表示(設置)の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
表示(設置)の場所			
広告物の種類			数 量 枚 個
管理者設置年月日 変更	年 月 日		
届出事項		住所 郵便番号(- - -) 氏名 印 資格	
		電話番号(- - - -)	
新 表示者 又は 設置者		住所 郵便番号(- - -) 氏名(名称) 電話番号(- - - -)	
		新 管理 者	
旧 変更の場合		住所 郵便番号(- - -) 氏名(名称) 電話番号(- - - -)	
		旧	

- [] 内は、該当する項目の□に「レ印」を記入してください。
- 「表示者・設置者・管理者」については、該当する項目を○で囲んでください。
- 「資格」については、管理者を設置又は変更する場合に記載してください。管理者の資格が必要な場合、それを証する書面を添付してください。
- 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- この届出書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、届出の宛先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

別記第15号様式(第19条関係)

(第1紙)

年 月 日

熊 本 県 知 事 様



申請者 住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	*登録番号	屋外広告業登録 第 号	
		*登録年月日	年 月 日	
法人・個人の別		1 個人	2 法人	
フリガナ 商号、名称又は氏名 〔法人にあっては、商号又は 名称及び代表者の氏名〕				
住 所 〔法人にあっては、主たる 事務所の所在地〕		郵便番号 () 電話番号 ()		
1 管内において営業を行う営業所の名称及び所在地		営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)	電話番号
2 業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称		所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要
3 法人である場合の役員(業務を執行する役員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者)の職名及び氏名		職 名	氏 名	職 名
4 他の地方公共団体における登録状況		登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号

(第 2 紙)

5 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	氏 名 〔法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名〕			
	住 所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	郵便番号 (- -) 電話番号 (- - -)		
6 法定代理人が法人である場合のその役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者)の職名及び氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
7 管内において営業を行う営業所が 2 以上ある場合の営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	営業所 2	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要
営業所 3	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号	
		所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要

- 1 初回登録の場合、* 欄には記入しないでください。
- 2 「新規 更新」及び「1 個人 2 法人」については、それぞれ該当する方を○で囲んでください。
- 3 摘要欄には、屋外広告士、講習会修了者その他の業務主任者の要件を満たす資格を記入してください。
- 4 次の書面を添付してください。
 - (1) 申請者(法人にあってはその役員、未成年者にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合には当該法人及びその役員)を含む。)が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
 - (2) 業務主任者がその資格に適合することを証する書面
 - (3) 業務主任者が在籍していることを証する書面(健康保険被保険者証の写し等)
 - (4) 登録申請者(法人にあってはその役員、未成年者にあっては登録申請者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合にはその役員))の略歴書
 - (5) 法人(未成年者の法定代理人である法人を含む。)にあっては登記事項証明書、個人(未成年者の法定代理人である個人を含む。)にあっては住民票の写し(いずれも 3か月以内に発行されたもの)
- 5 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙に記入のうえ添付してください。
- 6 申請書の記載が第 1 紙で完了する場合は、第 2 紙の提出を省略することができます。
- 7 管内において営業を行う営業所が 2 以上ある場合は、第 2 紙を利用することができます。
- 8 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 9 この申請書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、申請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

別記第 16 号様式（第 20 条関係）

熊 本 県 知 事 様

誓 約 書

登録申請者

本
法
人
の
役
員
法
定
代
理
人
法
定
代
理
人
(
法
人
)
の
役
員

は、屋外広告物条例に定める登録拒否の要件に該当

しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

印

- 1 「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」は、該当する項目を○で囲んでください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 この誓約書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の誓約書様式として利用できます。

別記第 17 号様式（第 20 条関係）

登録申請者

本
人
法 人 の 役 員
法 定 代 理 人
法 定 代 理 人（法
人）の 役 員

の略歴書

現 住 所	郵便番号 (- - -)			電話番号 (- - -)		
氏名（法人に あつては、役 員の氏名）			生年 月日	年 月 日		
略 歴	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日		職務内容又は業務内容			
賞 罰 等	年 月 日	賞 罰 等 の 内 容				
上記のとおり相違ありません。						
年 月 日						
氏 名					印	

- 1 「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」は、該当する項目を○で囲んでください。
- 2 「職務内容又は業務内容」は、屋外広告業に係る職務内容又は業務内容を全て記載してください。
- 3 「賞罰等の内容」は、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経験及び屋外広告業の登録の取消し及び営業停止に係る処分を受けた経歴（役員としての経験を含む。）について記入してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 5 この略歴書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、九州各県の略歴書様式として利用できます。

別記第19号様式及び別記第20号様式を次のように改める。

別記第19号様式(第22条関係)

熊本県知事

様

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

印

[法人にあっては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名]

屋外広告業登録事項変更届出書

屋外広告業の登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

登 錄 番 号	屋外広告業登録 第 号		
登 錄 年 月 日	年 月 日		
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
1 商号、名称又は氏名			
2 住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕			
3 営業所の名称又は所在地			
4 役員の氏名			
5 法定代理人の氏名又は住所 〔法人にあっては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名〕			
6 業務主任者の氏名又はその所属営業所			

- 1 変更に係る事項については、該当する項目を○で囲んでください。
- 2 変更に係る事項が次のいずれかに該当するときは、当該事項に該当する書類を添付してください。
 - (1) 商号、名称若しくは氏名又は住所の変更 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - (2) 営業所の名称又は所在地の変更 登記事項証明書(商業登記の変更を必要とする場合に限る。)
 - (3) 法人の役員の変更 登記事項証明書並びに誓約書及び略歴書
 - (4) 法人の役員の氏名の変更 氏名の変更が確認できる書類
 - (5) 法定代理人の変更 誓約書及び略歴書並びに法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - (6) 業務主任者の変更 資格に適合することを証する書面及び在籍していることを証する書面
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 4 この届出書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、届出の宛先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

別記第 20 号様式（第 23 条関係）

年 月 日

熊 本 県 知 事

様

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業廃業等届出書

屋外広告業の廃業等となりましたので、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	屋 外 広 告 業 登 録 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
屋外広告業者の住所 及び商号、名称又は氏 名 〔法人にあっては、主た る事務所の所在地、商号 又は名称及び代表者の 氏名〕	住 所 商号、名称又は氏名
届 出 理 由	1 死 亡 2 消 滅 3 破 産 4 解 散 5 廃 止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届 出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

1 「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出の宛先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

附 則
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 22 号

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県港湾管理条例施行規則（昭和 41 年熊本県規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(15) 臨港地区内の道路に工作物、物件又は施設（第 6 条第 1 項及び第 7 条において「工作物等」という。）を設け、継続して当該道路を使用しようとする場合

臨港地区内道路使用許可申請書（別記第 15 号の 2 の 2 様式）

第 6 条第 1 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に、「工作物」を「工作物等」に改める。

第 7 条中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に、「工作物を」を「工作物等を」に、「当該工作物」を「当該工作物等」に改める。

別記第 2 号様式その 1 から別記第 2 号様式その 3 まで、別記第 5 号様式、別記第 7 号様式その 2、別記第 8 号様式及び別記第 10 号様式から別記第 15 号の 2 様式その 3 まで中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。

別記第 15 号の 2 様式その 3 の次に次の 1 様式を加える。

別記第15号の2の2様式(第4条関係)

臨港地区内道路使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所
 申請者 氏名 印
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名)

臨港地区内の道路を使用したいので許可されるよう熊本県港湾管理条例第5条第1項の規定により申請します。

使用目的			
使用場所			車道・歩道・その他
道路に設ける工作物等	名称	規模	数量
使用予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工作物等の構造
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事実施の方法
道路の復旧方法			
備考			

(注)

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 「使用場所」の欄には、地番まで記載してください。使用場所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載してください。
- 3 「車道・歩道・その他」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 使用場所、道路に設ける工作物等の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付してください。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第23号

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則

熊本県営住宅管理規則（平成9年熊本県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（入居者資格の特例等）

第1条の2 条例第4条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
 - (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が、次のアからウまでに掲げる障害の種類の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める障害の程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害（知的障害を除く。ウにおいて同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害イに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
 - (4) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の別項症から第六項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
 - (5) 原子爆弾被爆者に対する援助に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (6) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者
 - (7) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部を含む市町村の区域内の県営住宅の入居者
 - (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。この号及び第5条の2第2項において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による配偶者暴力相談支援センターによる一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による婦人保護施設による保護を受けた者でこれらの措置が終了した日から起算して5年を経過していないものの
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により行われた命令に係る申立てをした者で当該命令の効力が生じた日から起算して5年を経過していないもの
 - (9) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - (10) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- 2 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その指定する者をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 3 知事は、入居の申込みをした者が第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該入居の申込みをした者が居住する市町村の長に意見を求めることができる。

第5条第2項第1号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）」を「配偶者暴力防止等法」に、「同法」を「配偶者暴力防止等法」に改め、同項第2号中「配偶者暴力防止法」を「配偶者暴力防止等法」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第357号）附則第2条の規定により公営住宅の入居者資格についてなお従前の例によることとされた者については、改正後の第1条の2第1号に該当する者とみなす。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第24号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則

熊本県衛生事務に関する委任規則（平成3年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第23号を次のように改める。

- (23) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下この号において「法」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「施行規則」という。）の施行に関する事務ア 法第5条第1項（法第5条第2項において準用する場合を含む。）及び第3項の規定による届出を受理すること。
イ 法第5条第4項の規定により都道府県労働局長に通知すること。
ウ 法第11条第1項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に検査させ、若しくは質問させること。
エ 法第12条の規定により必要な措置をとるべきことを命じ、又は使用を停止し、若しくは制限すること。
オ 法第12条の2第1項の規定により登録をすること。
カ 法第12条の4の規定により登録を取り消すこと。
キ 法第12条の5第1項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に検査させ、若しくは質問させること。
ク 法第13条第2項の規定により必要な説明又は資料の提出を求めること。
ケ 法第13条第3項ただし書の規定により国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者に通知するとともに、必要な措置を探るべきことを勧告すること。
コ 施行規則第32条の規定により登録証明書を交付すること。
サ 施行規則第33条第1項の規定による届出を受理すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第4号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県交通事故損害賠償審査会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県交通事故損害賠償審査会規程を廃止する訓令

熊本県交通事故損害賠償審査会規程（平成47年熊本県訓令第116号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第5号

熊本県公営企業管理規程第7号
熊本県病院局管理規程第1号
熊本県教育委員会訓令第7号

本 庁 各 部 (公 室 ・ 局) 課 (セ ジ ナ ー)
各 地 方 出 先 機 関
企 业 院 局
病 院 局
教 育 局

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫
熊 本 県 病 院 事 業 管 理 者 横 田 堅
熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 古 荘 文 子

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程（平成22年熊本県訓令第31号、平成22年熊本県公営企業管理規程第6号、平成22年熊本県病院局管理規程第2号、平成22年熊本県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「教育庁教育次長」を「教育庁教育政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第6号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令
熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。
第1条第1項中「定」を「定め」に、「外」を「ほか」に改める。
第2条第2項中「外」を「ほか」に、「知事」を「県政情報文書課長」に改める。
第4条中「すみやかに」を「速やかに」に、「知事」を「県政情報文書課長」に改める。
第5条中「知事」を「県政情報文書課長」に改める。
第6条各号列記以外の部分中「知事」を「県政情報文書課長」に改め、「の各号」を削る。

第10条第1項中「かえて」を「代えて」に改め、同条第2項中「総務部長」を「県政情報文書課長」に改める。

第11条第3項中「総務部長」を「県政情報文書課長」に改める。

別表第1第13の項中

「
熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）別表第1第1号に掲げる地方出先機関

」
熊本県税事務所（菊池総務課、菊池税務課、八代総務課、八代税務課、天草総務課及び天草税務課を除く。）
清水が丘学園
くまもと県民交流館
熊本高等技術訓練校
熊本農政事務所
林業研究指導所
熊本港管理事務所

に、

「
熊本県会計規則別表第1第13号に掲げる地方出先機関（熊本土木事務所を除く。）」

を

自動車税事務所
消防学校
福祉総合相談所
精神保健福祉センター
産業技術センター
熊本駅周辺整備事務所

に改め、同表第16

の項中

「
熊本県会計規則別表第1第1号に掲げる地方出先機関

を

」
熊本県税事務所（菊池総務課、菊池税務課、八代総務課、八代税務課、天草総務課及び天草税務課を除く。）
清水が丘学園
くまもと県民交流館
熊本高等技術訓練校
熊本農政事務所
林業研究指導所
熊本港管理事務所

に、

「
熊本県会計
13号に掲
関（熊本土
。）」

規則別表第1第
げる地方出先機
木事務所を除く

」

自動車税事務所
消防学校
福祉総合相談所
精神保健福祉センター
産業技術センター
熊本駅周辺整備事務所

35の項を第34の項とし、第36の項から第55の項までを1項ずつ繰り上げ、同表第

56の項中

地域振興局土木部	地域振興局土木部長
熊本土木事務所	熊本土木事務所長

」
を

地域振興局土木部	地域振興局土木部長
----------	-----------

に改め、同項を同表第55の項とし、同表中第57の項を第56の項とし、第58の項から第67の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2中34を削り、35を34とし、36から67までを1ずつ繰り上げる。

別記第1号様式中「熊本県知事」を「県政情報文書課長」に改める。

別記第4号様式及び別記第6号様式中「総務部長」を「県政情報文書課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第7号

本庁各部(公室・局)課(センター)
各地方出先機関

庶務事務の効率化を図るための兼職命令に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

庶務事務の効率化を図るための兼職命令に関する規程の一部を改正する訓令
庶務事務の効率化を図るための兼職命令に関する規程(平成21年熊本県訓令第45号)
の一部を次のように改正する。

本則の表中知事公室秘書課の項の次に次のように加える。

知事公室危機管理防災課	総務部市町村局消防保安課
-------------	--------------

本則の表中「商工観光労働部新産業振興局新エネルギー産業振興課」を「商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課」に、「農林水産部水産局漁港漁場整備課

」
を

農林水産部水産局漁港漁場整備課
農林水産部水産局全国豊かな海づくり大会推進課

」
に、「土木部土木技術管理課

める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第8号

熊本県公営企業管理規程第8号
熊本県教育委員会訓令第6号

本庁各部(公室・局)課(センター)
各地方出先機関 企 業 局
教 育 庁

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫
熊本県教育委員会委員長 古莊文子

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令

熊本県水資源対策会議設置規程(平成5年熊本県訓令第36号、平成5年熊本県公営企
業管理規程第10号、平成5年熊本県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正す

る。

別表第 1 中 「教育庁教育次長」を「教育庁教育総務局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。